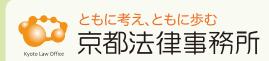
くらしの法律 シリーズ 10

女性のはなし



皆さまにご愛顧いただいてきた、京都法律の「くらしの法律シリーズ」も、早10年目。 今年は切り口を変えて、「女性」のお話です。 生まれてから亡くなるまでの、様々なお悩み。 最近では、「女性」の定義も多様化しています。 さあ、ご一緒に覗いてみましょう。



TEL 075-256-1881

女性と労働





1 雇用差別の禁止

性別による雇用差別の禁止は、労働法の中で極めて重要な位置を占めています。国連は、1979年に「世界の女性の憲法」と言われる女性差別撤廃条約を採択し、日本も1985年に批准しました。

憲法14条1項は法の下の平等を定め、憲法 24条は婚姻をはじめとする家族生活における 個人の尊重と両性の平等を定めています。

労基法は、均等待遇原則を定め(労基法3条)、女性であることを理由とする賃金差別を禁じ(労基法4条)、さらに男女雇用機会均等法(以下「均等法」といいます)は、賃金以外の全般的な性差別禁止を定めています。

2 男女賃金差別の禁止

労基法4条は、女性であることを理由に、賃

金について、差別することを禁じています。

本条が禁止するのは「女性であることを理由」にした賃金差別なので、年齢や勤続年数、職務内容、職務上の地位・責任、勤務成績等を理由とした賃金格差は本条違反にはなりません。しかし、一見性別とは関係ない基準であっても、その基準が実際には一方の性の多くを排除したり不利益に取り扱う結果となる場合(間接差別)には本条違反となります。

3 男女雇用機会均等法

男女雇用機会均等法は、様々な差別禁止規定をおいています。

募集・採用についての差別禁止(5条)では、例えば、募集又は採用に当たって男女いずれかを排除することや優先すること、採用選考の方法や基準について男女で異なる取扱いをすること等が禁じられます。同法は、間接差別も

禁じており (7条)、労働者の募集・採用において、労働者の身長・体重・体力を要件とすること、総合職の募集・採用にあたって転居を伴う転勤に応じられることを要件とすること等は禁止されます。

配置・昇進その他の事項に関する差別禁止(6条)は、賃金(労基法4条)、募集・採用(均等法5条)以外の労働条件全般について性差別禁止の対象を拡げるもので、配置・昇進・降格・教育訓練・福利厚生の措置・職種および雇用形態の変更・退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新の各事項について、男女のいずれかを排除すること(ex.時間外労働が多い勤務は男性のみとする)、男女で異なる条件を設けること(ex.昇進にあたり転勤経験を要件とすること)、人事考課の判断について男女で異なる取扱いをすること(ex. 正社員への登用の条件として男性は平均的評価以上、女性は特に優秀という評価を要求)等が禁止されます。

4 母性保護

労働法は、性別による雇用差別を禁ずる一方、女性が生命を生み育てるために有している 月経、妊娠、出産、哺乳などの母性機能を保護 するための規定を置いています。

11 危険有害業務の就業制限

妊産婦を坑内業務や重量物取扱業務、有害ガス発散場所での業務その他の危険有害業務に就かせてはなりません(労基法64条の2~3)。

2 妊娠中の軽易業務への転換

使用者は、妊娠中の女性が請求した場合、他の軽易な業務につけなければなりません(労基法65条3項)。なお、いわゆるマタハラ事件として注目を浴びた広島中央保健生協事件で、最高裁は、妊娠中の軽易業務への転換を契機としてなされた女性労働者の降格処分は原則として均等法9条の禁ずる不利益取扱に当たり違法となると判断しました。

3 妊産婦に対する時間外・休日・深夜労働規制

使用者は、妊産婦が請求した場合、1週40時間、1日8時間を超えて働かせてはなりません(労基法66条)。

4 育児時間

生後満1歳にみたない子を育てる女性は、休憩時間の他に、1日2回各々少なくとも30分、育児時間の取得を請求できます(労基法67条)。

5 生理休暇の付与

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その女性を生理日に働かせてはなりません(労基法68条)。

女性と結婚



1 結婚年齢

現行民法では、男性は満18歳、女性は満16歳になれば、結婚することができます(731条)。憲法は「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」としていますので(24条)、成年(満20歳)に達した男女が結婚するのに、法律上、親の同意は不要ですが、未成年者の場合は、父母の同意が必要です(民法737条1項)。ただし、成人年齢を満18歳とする民法改正が2018年に成立しましたので、それが施行される2022年4月1日からは結婚年齢は男女共に満18歳以上となり、親の同意なしで結婚することができます(民法731条は削除)。

2 再婚禁止期間

改正前の民法では、女性の場合、離婚の日から6ヶ月経過しないと、新しい男性と再婚でき

ないと定めていました。しかし2015年12月、 最高裁は、この再婚禁止規定について100日を 超える部分が違憲、という判断を下しました。 この違憲判決を受けて、2016年に民法が改正 され、女性の再婚禁止期間が従来の「6ヶ月」 から「100日」に改正となりました(民法733 条1項)。ただし、前婚の解消または取消の時 に妊娠していなかったり、解消・取消の後に出 産した場合には、適用されません。

再婚禁止期間が「100日」となっても、その間に新しい男性との間の子を懐胎することは十分考えられます。DNA鑑定など科学技術が発展した現在、本当に再婚禁止期間が必要なのかどうか議論する必要があります。

3 夫婦の姓

日本では、夫婦が同じ姓を名乗ることになっていますので、婚姻届を提出する時、夫か妻か

どちらかの姓を選ばなければなりません(民法750条)。しかし、諸外国では、結婚しても姓が変わらなかったり、あるいは別姓を選択できたり、夫婦結合の姓(夫と妻のそれぞれの姓をつなげて1つの姓とする)を用いることができたりする国もあり、同姓を強制しているのは日本だけと言われています。

希望すれば夫婦の別姓を選択できる「選択的夫婦別姓」も含めた民法改正案は、1996年の時点で既に法務省法制審議会で策定されています。その後も選択的夫婦別姓制度を求める声は一層高まり、何件もの裁判が起こっているにもかかわらず、保守層の反対反発は根強く、25年間国会に上程されていません。

最高裁は、夫婦同姓を定めた民法750条の規定について、2015年12月16日家族の姓を1つに定めることは社会に定着しており、合理性があるとして「合憲」の判断を下しました。それから5年余りが経過した2020年12月、夫婦別姓の婚姻届が受理されないのは憲法に反するとして3組の事実婚夫婦が訴えた事件について、最高裁は2021年6月23日、再び「合憲」としました。女性が現実には多くの不利益を被

り、基本的人権が侵害されているにもかかわらず、合憲判断は司法の責任を放棄するものにほかなりません。

「選択的夫婦別姓」制度の実現が求められています。私たち国民世論で、国会を動かし、制度を実現させましょう。



女性と出産



1 妊娠・出産の支援制度

妊娠・出産には基本的に各種保険が適用されず、自費診療が中心です。しかし、さまざまなサポート制度があります。まずは自治体に相談しましょう。自治体によって内容は異なりますが、助成制度や給付金などさまざまな支援体制があります。

2 母子健康手帳等

病院で妊娠確定の診療を受けたら、自治体に 妊娠届を提出して、母子健康手帳を受け取りま しょう。母子健康手帳は、妊婦健診に毎回持参 が望まれます。

また、働いている妊婦さんは、主治医等が 行った指導事項の内容を、妊産婦から事業主へ 伝えるのに役立つ母性健康管理指導事項連絡 カードがあります。通勤緩和や休憩時間の延長 が必要な場合にこのカードが活用できます。

3 妊婦健診費助成制度

母子健康手帳交付時に、妊婦健診費の公費助成、母親学級・両親学級などの案内があります。妊婦検診の費用については、健診14回分について自治体の助成があります。助成内容は自治体によって異なります。母親学級・両親学級は、病院や保健所などで妊産婦とその家族のために実施され、すこやかな妊娠と出産のための指導を受けることができます。参加費は原則無料です。

4 分娩にかかわる支援

正常分娩の費用は公的医療保険の対象にはなりませんが、妊娠4ヶ月目(85日)以上の出産(流産等も含む)には、出産育児一時金または家族出産育児一時金の支給が受けられます。

産科医療保障制度加入分娩機関で出産した場合、子ども1人に42万円(在胎週数第22週以降に限る)が支給されます。その他の場合は40.4万円です。健康保険組合独自の付加金もあります。

どうしても分娩費用が工面できない場合には、自治体の福祉事務所に相談してください。 児童福祉法に基づいた助産制度を利用すること ができるかも知れません。

また、妊娠中に切迫流産などの異常(病気)が生じた場合の検査や治療は保険診療となります。入院が長期になり1カ月の治療費がある一定額を超えると、健康保険の高額療養費制度が適用されます。負担の上限額は年齢や所得によって異なります。

5 産休・育休制度

出産にあたり、出産前6週間、産後8週間の休業を取ることができます。また、生後1年間は、育児休業を取ることや通常の休憩時間に加えて1日2回少なくとも30分の育児時間を取ることができます。従業員がこれらの休業・休暇を取ったからといって、使用者は不利益な対応をしてはなりません。

6 出産手当金と育児休業給付金

出産のため会社を休み無給となった場合、出産手当金、育児休業給付金の制度があります。 出産手当金は、産前産後休業の間、働いていたときの月給日額の3分の2相当額が健康保険から支払われます。育児休業給付金は、育児休業に入ってから最初の180日は休業開始前の賃金の67%相当額、それ以降は50%相当額が支払われます。パパ・ママ育休プラス制度もあります。また、産休・育休の期間中、健康保険や厚生年金保険、国民年金保険の保険料が免除される制度もあります。

7 児童手当

0歳児から中学3年生までの子どもを養育している人は、児童手当が受け取れます。支給額は、児童1人につき、3歳未満で月額1万5000円、3歳から小学校修了前までが1万円(第3子以降は1万5000円)、中学生は1万円となります。但し、所得制限があり、1人当たり5000円となることもあります。

また、乳幼児等医療費助成制度や 未熟児養育医療給付制度などもあります。

女性とDV



1 ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

DVは、配偶者や交際相手など親密な関係にある者(または親密な関係にあった者)から振るわれる暴力のことです。暴力には、犯罪にあたる行為を含む、様々な形態があります。

いずれの暴力についても、女性の方が被害経験者の割合が高く、女性の約3人に1人は被害経験があるという調査結果があります(「DVの現状等について」令和2年11月27日内閣府男女共同参画局)。夫から妻に対する暴力は仕方がないという価値観や妻の収入の方が少ないという男女間の経済的格差なども背景にあるといわれています。

近年は、若年層を中心に「デートDV」が深刻な問題となっています。ラインに即レスがな

身体的なもの	殴る、たたく、蹴る、髪を 引っ張る、首を絞める、物を 投げる 等
精神的なもの	大声で怒鳴る、人格を否定する、実家や友人との付き合い を制限する、行動を監視する 等
経済的なもの	生活費を渡さない、仕事を制 限する 等
性的なもの	性的行為の強要、中絶の強要、避妊に協力しない 等

いと相手を責めたり、相手が友達と遊びにいく ことを許さないなど、過度に束縛し、服従させ ようとして、交際相手のことをあたかもモノの ように扱い、意のままにコントロールしようと するのはDVです。

また、子どもの面前でのDV行為は、子ども への心理的虐待にあたります。

DVは、被害者の尊厳を著しく侵害する暴力 行為であり、決して許されません。

2

DV被害にあったとき

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(「DV防止法」)に基づき、各自治体にDV被害の相談窓口が設けられています。

被害者の安全を守るための一時保護、DV保

護命令、カウンセリング、法律相談等について 相談することができます。

DV被害を受けていても人に話しにくかったり、中には自分がDV被害を受けていることに気づきにくい場合もあります。DV被害を打ち明けられた時は、被害者の話を否定せずに「話してくれてありがとう」という対応をすることが望ましいといわれています。

自分たちだけで解決するのが難しいときは、 専門機関に相談しましょう。

京都の相談機関

※2021年5月現在の情報です。

京都市DV相談支援センター	TEL 075 - 874 - 4971
京都府家庭支援総合センター	TEL 075 - 531 - 9910
京都府南部家庭支援センター	TEL 0774 - 43 - 9911
京都府北部家庭支援センター	TEL 0773 - 22 - 9911
京都府男女共同参画センター(らら京都)	TEL 075 - 692 - 3437
京都府内各警察署	

女性と相続



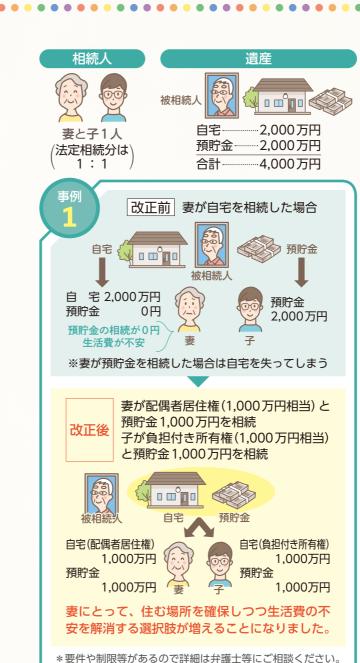
配偶者に先立たれた場合、住む場所やその後の生活費の不安がつきものですが、相続に関する分野では、配偶者に先立たれた高齢者の保護の観点から、新たな制度が設けられています(2020年4月1日施行の改正民法)。

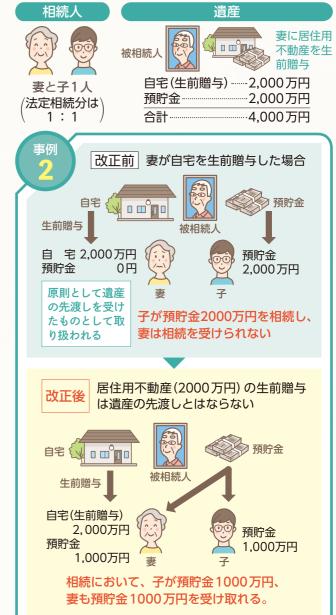
1 配偶者居住権【事例1】

配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合、残された配偶者は、被相続人の遺言や遺産分割において配偶者居住権を取得することにより、原則として終身、その建物に無償で居住することができるようになります。

2 婚姻期間が20年以上の夫婦間に おける居住用不動産の贈与に関 する優遇措置【事例2】

婚姻期間が20年以上の夫婦間で配偶者に対して自宅不動産の遺贈または贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における計算上、遺産の先渡し(特別受益)がされたものとして取り扱う必要がないこととされました。





性の多様性



1 女性? 男性? 性?

多くの場合、人は性器によって女性、男性が 判断されます。これを身体的性とか生物学的性 と言います。そして、性器の他にも生殖腺、性 ホルモン、性染色体など、女性ならこう、男性 ならこうという一般的特徴によって人は女性、 男性に区別されます。しかし、身体的性にも個 人差がありますので、一般的な特徴を絶対的な 基準だと決めつけてしまうことは、例えば南ア フリカの陸上選手セメンヤさんの例のように、 その人を個人として尊重(憲法13条)するこ とにならない結果になります。

2 自分は女性? 男性?

自分の性をどのように認識しているのかを意味する言葉が性自認です。身体的性に比してこ

ころの性とも呼ばれ、多くの人は身体的性と性 自認が一致します。しかし、一致しない人も少 なくありません。そのことによって違和感や苦 痛を覚えることを「性同一性障害」と呼ぶこと がありますが、障害という呼称を変更し精神障 害の分類から除外する世界の流れは、ひとり一 人を大切にするという個人の尊重の理念に沿う ものです。日本の「性同一性障害特例法」も、 この流れに沿って改正される必要があります。

3 個人の性的志向を認めよう!

どの性に魅力を感じて好きになったり、ならなかったりするのかをあらわす概念が性的志向です。人が人に魅力を感じて好きになることはごく自然のことであり、その相手の人が異性であれ同性であれ、お互いの気持ちが通じ合っているのなら、二人の気持ちを尊重することが個

人の尊重にかないます。異性愛が「普通」で あって同性愛は「異常」だと非難されたり、差 別や偏見を受けることはおかしなことです。

4 同性婚を認めていない民法は 憲法違反!

民法は、身体的性に基づいて届けられた戸籍上の性が異なる人同士の婚姻(異性婚)しか認めていません。あなたが魅力を感じて好きになり、結婚したいと考えた相手の人が戸籍上同性であったとき、婚姻(同性婚)することができないのです。2021年3月17日、札幌地方裁判所は、同性婚を認めていない民法の規定が不合理な差別であって憲法14条1項に反すると判断して、同性婚を求める人たちに希望を与えま

した。同性のパートナーに婚姻と同様の法的地位を認めようというパートナーシップ制の導入を後押しする判決です。判決は、性的志向が人の意思によって選択・変更できない事柄であるとした上で、異性愛者にのみ婚姻によって生じる法的効果を与え、同性愛者にはその法的効果の一部すら与えていない区別取扱いが合理的根拠を欠くと判断しました。

性的志向を尊重する方向をさらに徹底しようとするなら、本人の意思で性的志向を選択し変更することができるできないを問うことなく、愛し合う二人が結婚できるようにすることではないでしょうか。それが個人の尊重にもっとも沿う婚姻制度です。

性の多様性を認め、尊重し、婚姻含む法制度を平等にすることによって、ひとり一人を 大切にする社会を実現していきましょう。

世界経済フォーラムが公表した2021 年3月時点でのジェンダーギャップの日 本の順位は156か国中120位と惨憺たる 結果でした。ジェンダーギャップ指数は

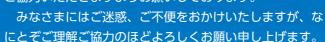
「経済|「政治|「教育|「健康|の4分野 のデータから作成されるものですが、日 本は「経済」と「政治」の分野で低空飛 行を続けています。

7年連続でジェンダーギャップ順位不 動の1位を獲得しているアイスランドで は、1975年10月24日に女性人口の約 90%が「女性の休暇」と称して仕事も 家事もしない大規模なストライキを実行 することにより、アイスランドの経済を 支える労働力として、女性がどれほど不 可欠な存在であるかを証明するために行 動しました。その5年後、16年間とい う世界でも類を見ない程長期政権を築い たヴィグディス大統領が誕生するなど、 同国では女性の地位と権利の向上のため に政策や法律によって男女平等を強力に 推進しています。

日本とアイスランドは文化的背景が異 なりますが、欧米を範として成長を続け た日本も、真の男女平等に向けて今こそ 動き出すべき時でしょう。

| 新型コロナウイルス感染症対策について

現在、京都法律事務所では、新型コロナウイルス感染症 の感染拡大防止の取組として、来所の際には、マスク着用 などの「咳エチケット」の遵守や入室前の手指の消毒等に ご協力いただきますようお願いしております。





着用にて対応





相談室は窓や



お気軽に



離婚、親権 養育費、DV 老親の財産管理 (後見) など



債務整理・過払 金返還、破産・ 個人再生など



交通事故 医療過誤 消費者被害など



商取引 金銭貸借 債権回収 倒産など

住まい

借地・借家問題 不動産トラブル 環境・住宅問題

解雇、配転、賃金 差別、労働災害、 職業病、過労死、 パワハラ・セク

ハラなど



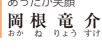
刑事事件 少年事件など

個性豊かな弁護士陣

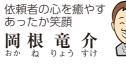
早めのご相談が、よりよい解決に結びつきます

平和を愛する 行動派弁護士 小笠原 伸児

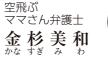




自由人な弁護士











専用電話

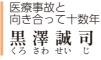
075-256-1888

お気軽に

ご利用ください

毎週水曜日限定 13:00~15:00 (休日除く)

* 20分間程度の簡易なご相談 に限らせていただきます



大きな心と手で

依頼者を支える

















法律をもっと

あなたのそばに

津島理恵

ご相談はお気軽に。まずは面談日をご予約ください。

お電話で

075-256-1881



₩10:00~19:00

土曜 10:00~12:00 (第2土曜を除く) 受

₩19:00~18:00

土曜 9:00~13:00

(第2土曜を除く)

ホームページ から

京都法律事務所



24時間受付。ご相談申込フォームからお申込ください。当日 もしくは翌開所日に、折り返しお電話にてご連絡いたします。



携帯サイトへのアクセスは左のQRコードをご利用 ください。

http://www.kyotolaw.jp/m/

デ 派 テラス の制度も利用できます。



ともに考え、ともに歩む

京都法律事務所

Kyoto Law Office

〒604-0981 京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル5階 TEL 075-256-1881 FAX 075-231-8506 http://www.kyotolaw.jp/

相談から依頼までの流れ

①まずはお電話を

ホームページの相談申込フォームをご利用 の場合は当事務所からご連絡いたします。

②面談日時をご予約

ご希望の日時、簡単なご相談内容、お名前、 ご連絡先をお伝えください。

③ご予約の日時に事務所へ

ご相談内容に関係する資料などがあれば、 できるだけお持ちください。

④弁護士と面談

初回相談時間は原則30分です。 ご相談料は、30分2,750円です。

⑤ご依頼受付・問題解決へ

処理方針や弁護士費用のご説明をします。 ご納得いただければ、契約書を作成し、 事件処理を開始いたします。



●お車でお越しの際は付近のコインパーキングをご利用ください ●地下鉄烏丸線:「丸太町」で下車、①③⑤⑦番出口、徒歩10分

お知り合いに法律問題で困っている方がおられましたら、このカードをお渡しください

ご紹介カー

このカードをご持参の方は、初回 相談を無料とさせていただきます

ご相談者のお名前

お電話番号

ご紹介者のお名前

お電話番号

当事務所とのつながり(団体名など)